

職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則

(趣旨)

第一条 職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱いについては、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「法」という。）、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号。以下「省令」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において「職員」とは、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる職員をいい、県費負担教職員を含むものとする。

2 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。
(委任)

第三条 知事は、次表上欄に掲げる者に対する法の規定に基づく知事の権限に属する事務を、同表下欄に掲げる機関等（以下「受任者」という。）に委任する。

職員の範囲	機関等
公営企業の管理者及び企業局の職員	公営企業の管理者
病院事業の管理者及び病院事業局の職員	病院事業の管理者
県議会事務局の職員	知事が指定する者
常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員	監査委員事務局長
常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員	人事委員会事務局長
教育委員会の事務部局の職員、県立学校の教職員及び県費負担教職員	教育委員会
警察の職員（警視正以上の階級にある警察官を除く。）	警察本部長

2 公営企業の管理者及び企業局の職員、病院事業の管理者及び病院事業局の職員、県議会事務局の職員、常勤の監査委員及び監査委員事務局の職員並びに常勤の人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員の子ども手当の認定に係る事務は、前項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

(支払日)

第四条 法第七条第四項本文の規定による子ども手当の支払は、当該支払期月分に係る職員
の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）第七条の規定による給料の支
給日に併せて行うものとする。

2 法第七条第四項ただし書に規定する支払は、当該事実が生じた日以降速やかに行うもの
とする。

(報告)

第五条 省令第十六条の規定による報告書の提出は、受任者にあつては、知事を經由して行
うものとする。

2 受任者は、知事が定める日までに、前項の報告書を、知事に送付するものとする。

(報告の徴収等)

第六条 知事は、子ども手当の支給に関する事務の適正を期するため、必要があると認める
ときは、受任者に対して、当該事務の状況について報告を求め、若しくは指示を行い、又
は所属の職員に監査を行わせることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、子ども手当の支給に関し必要な事項は、知事が定め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。